

# 美咲町みさきネット施設改修工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル要求水準書

## 1 事業名

美咲町みさきネット施設改修工事（設計・施工）

## 2 事業概要

美咲町全域において実施する美咲町ケーブルテレビ施設改修事業（以下、「本事業」という）は、ケーブルテレビ放送サービス、インターネットサービス等、住民サービスの維持・向上のため、老朽化した施設・設備を全面改修するとともに、管理運営体制の見直しも図るものである。

ケーブルテレビ放送サービスは、現在行っている地上波デジタル放送の再放送をはじめとした既存サービスを踏襲するとともに、本年12月から開始予定の「新4K8K衛星放送」に対応することを目的とする。

インターネット接続サービスは、設備更新により超高速大容量のインターネットサービスにより住民の情報化社会へ対応を支援するだけでなく、町としても今後の行政サービス向上にも活用していくことを目的とする。

## 3 事業内容

(1) 本事業にて更新した施設を利用して行う事業は以下のとおりとする。

### ①ケーブルテレビ放送サービス

- ・地上デジタル放送、BS/CSデジタル放送  
新4K8K衛星放送に対応したもの。
- ・自主放送番組（文字放送・データ放送も含む）の放送
- ・議会中継
- ・防災チャンネル

### ②超高速インターネットサービス

- ・PON方式による最大1Gbps以上の超高速インターネット接続回線サービス
- ※ プロバイダーサービスは現状どおりを基本とする。

### ③音声告知放送サービス

- ・老朽化対策のため、端末を含め設備改修する。
- ・地域コミュニティに対しても活用できるものとする。

### ④管理システム

- ・みさきネットサービス全体を集中一括管理できるシステムを導入する。

(2) 本事業にて整備する設備は、3(1)のサービスに対応できるように、以下のとおり整備する。

### ①センター設備改修（中央、旭、柵原）

中央コアセンターについては現在の場所とするが、旭コアセンター、柵原コアセンターについては設置後の運用改善を図るため、独立稼働する屋外局舎を新設するものとする。

なお、局舎の設置場所については、現センター近辺を予定しているが、詳細については契約後町と協議の上決定する。

#### ア ケーブルテレビ放送サービス

- ・ケーブルテレビセンター機器、光成端架、光電変換装置、加入者引込材料、4K/8K対応等、必要な設備の改修・整備を行う。
- ・新4K8K衛星放送を対応可能な施設とすること。
- ・管理運営上の理由により現受信点の頼元受信点は見直しとし、新たに地上波受信点設備を設けるものとする。加えて、旭地区もしくは柵原地区にサブ受信点設備も新たに設ける。
- ・両山寺受信点（サンテレビジョン専用）についても老朽化対策を実施すること。
- ・受信点の場所は、町と協議の上決定とするが、場所の選定および調査など、新受信点に係る全ての業務を本事業費に含める。
- ・不要となる受信点設備は撤去すること。
- ・現在非稼働のアナログ受信設備についても撤去すること。
- ・V-ONUはBS-IF帯/CS-IF帯制御機能を有すること。

#### イ 超高速インターネットサービス

- ・通信速度については1Gbps ベストエフォートサービスを実現する。  
ただし、将来性を考慮し1Gbps以上の通信速度にも対応できる設備とすること。
- ・行政系ネットワークとしても一部を利用しているため、行政系ネットワーク保守業者がメンテナンス対応できるよう、機器設定をしておくこと。
- ・現在町にて運用している以下の設備回線を新サービスへ移行すること。  
ただし、セキュリティを考慮し加入者系ネットワークと分離すること。
  - ・防災・防犯カメラ/29カ所
  - ・上下水道テレメータ施設/約200カ所
  - ・公共施設/20カ所
  - ・その他新規加入分/120カ所
- ・旭コアセンター及び柵原コアセンターにおける屋外局舎等の新設・切替の際は、加入者サービス及び同設備に収容している庁舎ネットワークに影響の無い切替方法とすること。
- ・上位系ネットワーク機器への接続については、町と協議の上実施すること。

#### ウ 音声告知放送サービス

- ・FM告知方式とする。
- ・遠隔放送卓の台数は、本庁舎3カ所（総務課・宿直室・みさきテレビ編集室）、旭支所内1カ所、柵原支所内1カ所とする。
- ・放送卓および告知端末は既存の設置場所を踏襲する。
- ・放送内容は、定時放送・定時放送再放送・議会中継・臨時放送・緊急放送とする。
- ・ページング放送機能を有し、ページンググループ数は100以上設定可能なものとする。
- ・J-ALERT及び防災行政無線との連携機能を有するものとする。

#### エ 管理システム

- ・PC上で管理できるものとする。
- ・顧客の加入情報、開通・解約処理、障害発生時の個所特定、線路台帳などの機能が含まれていること。

### ②伝送路・宅内設備改修

美咲町内の全世帯に対し、地上波デジタル放送の再放送をはじめとした既存サービス用として1芯、超高速インターネット接続サービス用として1芯の計2芯の光ファイバーケーブルを整備する。

#### ア 幹線系光伝送路

- ・中央コアセンターから旭・柵原コアセンター間をルート冗長構成にて構築すること。
  - イ 支線系光伝送路（各コアセンター～サブセンター間）
    - ・必要心数分を新設すること。
  - ウ 加入者系（一部行政管理施設）光伝送路
    - ・新規加入者120カ所は新規引込とし、放送・インターネット・FM告知サービスを提供すること。
    - ・新規加入者には住民だけでなく、地域の避難施設も含まれるものとする。
  - エ 特殊横断
    - ・光ファイバー敷設にあたり保守管理の容易さも考慮すること。
  - オ 宅内工事
    - ・導入設備に応じた宅内工事を実施すること。
    - ・不要となる既設設備は撤去すること。
  - カ その他
    - ・中国電力及びN T Tの支柱の改修費については、本事業費に含まない。ただし、申請業務（申請書類の作成、代行申請）は本事業費に含む。
    - ・光ファイバー伝送路設計においては、原則自営柱をなくす設計とすること。
- (3) 本事業にて行う業務内容は以下のとおりとする。
- ①センター設備改修に係る業務内容
- ア 実施設計業務
- ・既設設備との接続が必要な場合の調査・設計
  - ・関係機関への申請業務支援（申請書類の作成、代行申請）
  - ・設計図書の作成（電子データ含む）
- イ 施工業務
- ・施工計画書の作成
  - ・工事施工
  - ・施工監理
  - ・総合試験
  - ・完成図書類の作成（電子データ含む）
- ②伝送路・宅内設備改修に係る業務内容
- ア 実施設計業務
- ・光ファイバー伝送設備設計（現地調査を含む）
  - ・関係機関への申請業務支援（申請書類の作成、代行申請）
  - ・設計図書の作成（電子データ含む）
- イ 施工業務
- ・施工計画書の作成
  - ・工事施工
  - ・施工監理
  - ・総合試験
  - ・完成図書類の作成（電子データ含む）

#### 4 本事業の要件

- (1) センター設備改修の要件
- ①調査・設計業務

- ・ケーブルテレビセンター設備設計を実施し、設計図書を作成すること
- ・ケーブルテレビ放送サービスを継続するため、既設設備との接続が必要な場合の調査及び設計を行うこと

#### ②施工・施工監理業務

- ・法令及び規則を遵守すること
- ・建物その他に損害を与えないようにすること
- ・労働安全衛生法に則り、安全管理を行うこと
- ・建設業法に則り、施工監理を行うこと
- ・映像出力レベルの損失測定の測定を行うこと
- ・既存設備との接続調整を行うこと
- ・光ファイバー敷設経路図を作成すること
- ・竣工図の作成をすること
- ・使用機器一覧表（使用個数等）の提出をすること
- ・試験成績書の提出をすること
- ・工事写真一式（施工前・施工中・施工後・その他必要と考えられる）提出すること

#### ③切替・撤去業務

- ・既存サービスは、原則、施設整備完了後には、伝送路設備及び宅内機器等の切替撤去を行うこと
- ・撤去した設備の処分についても本事業に含める

### (2) 伝送路・宅内設備改修の要件

#### ①調査・設計業務

- ・既設伝送路・宅内設備を更新するために必要な範囲を検討し調査を行うこと
- ・光ファイバー伝送路設備設計を実施し、設計図書を作成すること
- ・関係機関への申請業務（共架申請・占用申請・道路使用許可申請等）の支援及び代行申請すること

#### ②施工・施工監理業務

- ・法令及び規則を遵守すること
- ・関係機関、自治会、住民等への連絡を密にし、事故、トラブル等が発生しないようにすること
- ・民地折衝・土地所有者等への折衝について支援及び代行折衝すること
- ・建物その他に損害を与えないようにすること
- ・住民等説明会への支援・参加を行うこと
- ・その他、町が求める住民への周知を行うこと
- ・労働安全衛生法に則り、安全管理を行うこと
- ・建設業法に則り、施工監理を行うこと
- ・光ファイバーケーブルの損失測定の測定を行うこと
- ・光ファイバー敷設経路図を作成すること
- ・竣工図の作成をすること
- ・使用機器一覧表（使用個数等）の提出をすること
- ・試験成績書の提出をすること
- ・工事写真一式（施工前・施工中・施工後・その他町が必要とするもの）を提出すること

#### ③切替・撤去業務

- ・既存サービスは、原則、施設整備完了後には、伝送路設備及び宅内機器等の切替撤去を行うこと
- ・撤去した設備の処分についても本事業に含める

## 5 保守業務について

本事業の受注者は、本事業完了後に別途契約する保守業務については、下記4項目を見込んだうえで実施することを前提に金額とサービス内容について提案すること。なお、24時間365日対応を原則とする。

- ・本事業にて導入する全ての設備の保守業務
- ・光ファイバー伝送路の保守業務
- ・加入者からの受付のためのコールセンター業務
- ・設備監視業務

## 6 提案書記載内容

実施要領に基づき提出する提案書は、仕様書別紙1の構成に従い記載されていること。

## 7 事業時期等

契約日から平成33年3月31日まで

- ・事業時期の詳細は、町と契約候補者の協議により決定することとする。
- ・サービス提供時期については平成32年7月1日開始とする。